特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1 カ年61.560円 6 カ月32,400円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び (税込み・配送料実費)

入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和4年 ^{令和4年} (2022年) **9**月**30**

No. 15747 1部377円 (税込み)

発 行 所

一般財団法人 経済 産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル) 郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト https://www.chosakai.or.ip/

目 次

☆特許権侵害に基づく損害賠償請求権の 消滅時効………(1)

☆知的財産関連ニュース報道 (韓国版) …… (8) ☆フラッシュ (特許庁人事異動) …………… (11)

特許権侵害に基づく損害賠償請求権の 消滅暗熱

ユアサハラ法律特許事務所 弁護士 深井 俊至

消滅時効制度

「消滅時効」とは、権利を行使できるにもかかわらず これを行使しないという事実状態が法定期間継続した 場合に、権利の喪失という法律効果を認める制度であ る。消滅時効制度は、長年継続した権利不行使状態 を尊重して、法律関係の安定を図るという趣旨と共に、 「権利の上に眠る者は保護しない」(権利を行使せずに 放置している者を保護しない)との考えにも基づく。

時効の効力は、その起算日にさかのぼる(民法 144条)。これが時効の遡及効といわれる効果である。 消滅時効については、その消滅時効期間の起算日か ら消滅時効にかかった権利が存在しなかったと扱わ れることになる。

2 不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効 特許権侵害行為は、以下の民法709条に規定する

官公庁、公益法人、国立大学、自治体等の契約実務・監査事務の担当者必携! 「財務省会計制度研究会報告の論点」など新たな動きを加筆。

日本大学総合科学研究所客員教授 有川 元会計検査院第四局長

A5 版上製箱入 本体 13,000+ 税

※お申し込みは…各都道府県官報販売所及び政府刊行物センターへ!

全国官報販売協同組合〒114-0012東京都北区田端新町 1-1-14 TEL 03-6737-1500 FAX 03-6737-1510 https://www.gov-book.or.jp